

第2編教育 修学支援法に基づく学生納付金の減免等に関する規程

大学等における修学の支援に関する法律に基づく宮城大学学生納付金の減免等に関する規程

令和2年3月25日

規程第181号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学生納付金規程（規程第46号。以下「納付金規程」という。）第8条の規定により、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第6条に規定する授業料等減免に係る授業料の納付の猶予等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の納付の猶予)

第2条 理事長は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年度文部科学省令第6号。以下「省令」という。）第11条第1項の規定により、授業料等減免に係る申請書の提出があったときは、同条第5項又は第7項の規定により通知するまでの間、当該授業料等減免を受けようとする者に対し、授業料の納付を猶予する。

2 理事長は、省令第11条第8項の規定により、授業料等減免に係る継続願の提出があったときは、省令第13条第5項の規定により通知するまでの間、当該授業料減免を受けようとする学生に対し、授業料の納付を猶予する。

(認定の取消しによる授業料等の納付)

第3条 理事長は、省令第15条第1項の規定により、授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、当該学生に対し、次の各号に掲げる事由に応じて、それぞれ当該各号に定める額の納付を求めることとする。

- 一 省令第15条第1項第1号又は第3号に掲げる事由 省令第16条第1号に定める日から当該取消しの日までに減免された額
- 二 省令第15条第1項第2号に掲げる事由 省令第16条第2号に定める日から当該学業成績に係る学年の末日までに減免された額

(認定の効力の停止による授業料等の納付)

第4条 理事長は、省令第18条第1項の規定により授業料等減免対象者としての認定が効力を停止したときは、当該学生に対し、当該認定の効力が停止された期間に応じて既に減免した授業料の額の納付を求めるものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、法による授業料等減免に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第2編教育 修学支援法に基づく学生納付金の減免等に関する規程

附 則 (R2.3.25 第159回理事会)

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。